平成２２年（フ）第３７９３号
名古屋市守山区大森５丁目313番地　コーポ東山106号
債務者　日髙　政夫
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０５号
愛知県安城市今本町２丁目４番11号　マンション布友101、従前の住所愛知県安城市今本町５丁目２番地６
債務者　中野設計室こと　中野　俊一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０６号
愛知県安城市今本町２丁目４番11号　マンション布友101、従前の住所愛知県安城市今本町５丁目２番地６
債務者　中野　幸江
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６号
愛知県豊田市竹生町３丁目７番地　ミルオンデュール竹生403号、従前の住所愛知県豊田市高上１丁目10番地４　メゾン高上101号
債務者　原田　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
岡山県倉敷市上富井601番地16　エルディム若竹Ⅰ―105号
債務者　柚木　智廣
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
鹿児島県霧島市国分新町２丁目７番７号　ロイヤルシオンＢ―105
債務者　脇元　昭彦
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢区山崎町12番13号
債務者　菅原　栄一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２２２７号
埼玉県朝霞市本町１丁目34番60―208号、旧住所埼玉県朝霞市泉水１丁目７番43―102号
債務者　佐巴勢智美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
千葉県香取市大角1803番地55　エクセロー山田202号
債務者　林　　優子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５４号
千葉県香取郡東庄町羽計2424番地22
債務者　日吉　　大
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５７号
千葉県香取市野田61番地　石橋アパートＢ号
債務者　北川美代子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１５８８号
堺市堺区今池町１丁５番27―303号
債務者　大角　浩一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６０号
堺市中区八田北町386番地１、前住所堺市中区深阪2351番地１
債務者　北井　　斎
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６１号
堺市中区深阪2351番地１
債務者　山口　重実（旧姓折田・北井）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１９号
大阪府羽曳野市東阪田484―28、申立時の住所大阪府富田林市喜志町３丁目10番５―411号
債務者　岸　　靖士
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８６５号
大阪府羽曳野市白鳥３丁目12番10号
債務者　垣副　静美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係